特別養護老人ホームあたかの郷　運営規程の概要その他重要事項

20260801

事業所名	特別養護老人ホームあたかの郷		
事業の種類	介護老人福祉施設	介護保険事業所番号　1770300059	
事業所の所在地	石川県小松市安宅町ル１番地２８		
管理者	施設長	定　員	１００ 名
連絡先	ＴＥＬ ０７６１－２４－８８００　ＦＡＸ ０７６１－２４－８８０３		
運営方針	１　施設サービス計画に基づき，可能な限り居宅での生活への復帰を念頭に置いて，入居者がその有する能力に応じ，自立した日常生活を営むことができるようにする。 ２　入居者の意思及び人格を尊重し，常に入居者の立場に立ってサービスを提供する。		
サービス内容	施設サービス計画に基づき，入浴，排せつ，食事等の介護，その他の日常生活上の世話，機能訓練，健康管理及び療養上の世話を行う。		
従業者の職種， 員数	施設長　１人，医師　１人以上，生活相談員　１人以上， 介護職員又は看護職員　３４人以上（常勤換算で短期入所事業と合わせた数。ただし，この内看護職員は常勤換算で３人以上）， 管理栄養士　１人以上，機能訓練指導員　１人以上， 介護支援専門員　１人以上		
従業者の勤務体制 （短期入所と合わせた数）	早　出　　６：００～１５：００　　４名 日　勤　　８：１５～１７：１５　　４名 遅　出　１１：００～２０：００ 　　１２：３０～２１：３０　　１４名 準夜勤　１５：００～２４：００　　４名 夜　勤　　０：００～　９：１５　　４名		
事故発生時の 対応方法	１　施設サービスの提供により事故が発生した場合には，入居者の家族等，市町村に連絡を行うとともに，必要な措置を講じる。 ２　施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には，損害賠償を速やかに行う。		
協力医療機関	医療法人社団さくら会　森田病院 小松市園町ホ９９番地１ 整形外科・内科・神経内科・外科・胃腸科・肛門科・麻酔科 脳神経外科・眼科・リハビリテーション科 本村歯科医院 小松市竜助町５		

利用料 ※１の総単位数（月）に１７．６%を乗じた単位数を「介護職員等処遇改善加算Ⅰロ」として算定する。	１　介護保険給付対象となるサービスに係る費用 （負担額は総単位数に１単位の単価１０円を乗じた額の１～３割） ①　基本介護サービス費（単位／１日あたり） 要介護１：５８９　要介護２：６５９　要介護３：７３２　要介護４：８０２　要介護５：８７１ ②　施設体制に係る加算 看護体制加算Ⅰ　４単位／日，協力医療機関連携加算：５０単位／月 日常生活継続支援加算　３６単位／日，個別機能訓練加算Ⅰ　１２単位／日 夜勤職員配置加算Ⅲ１６単位／日，生産性向上推進体制加算Ⅱ　１０単位／月 ③個々の入居者に係る加算（１日あたり） ・初期加算：３０単位（入居時及び入院後の再入居時の３０日間） ・外泊時費用：上記①の金額に代えて２４６単位（１月に６日まで） ・療養食加算：６単位／食　・退所時栄養情報連携加算：７０単位／回 ・退所時情報提供加算：２５０単位／回　・退所時相談援助加算：４００単位／回 ・退所前（後）訪問相談援助加算：各４６０単位／回　・退所前連携加算：５００単位／回 ・褥瘡マネジメント加算：Ⅰ　３単位／月、Ⅱ　１３単位／月 ・排せつ支援加算：Ⅰ　１０単位／月、Ⅱ　１５単位／月、Ⅲ　２０単位／月 ④その他の加算 ・安全対策体制加算：２０単位／回（入所時に１回まで） ・看取り介護加算Ⅰ：７２単位／日（死亡日４５日前～３１日前），１４４単位（３０日前～４日前），６８０単位（前々日、前日），１,２８０単位（死亡日） ２　介護保険給付対象とならないサービスに係る料金 ①　食事の提供に要する費用　　１日あたり１,７８４円 ※但し介護保険負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載された額を負担 ②　居住に要する費用　多　床　室　１日あたり１,０９０円 従来型個室　１日あたり１,４１０円 ※但し介護保険負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載された額を負担 ③　教養娯楽費（ご希望による趣味，サークル活動等）：実費 ④　健康管理費（インフルエンザ予防接種等に係る費用）：実費
苦情受付の体制	１　当事業所における苦情の受付《TEL 0761-24-8800》 ①　苦情解決責任者：施設長 ②　苦情受付担当者：生活相談員 ③　第三者委員　　：社会福祉法人あさひ会評議員 ２　当事業所以外の苦情申し立て窓口 ①　石川県福祉サービス運営適正化委員会　《TEL 076-234-2556》 ②　石川県国民健康保険団体連合会　《TEL 076-231-1110》 ③　小松市長寿介護課　《TEL 0761-24-8149》